

マイナンバー制度・e-Taxへの商工会の対応について（税務関係）

那珂市商工会
那珂青色申告会

<マイナンバー制度(特定個人情報)の取扱について>

◆基本的な対応

- ①行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現することを目的としたマイナンバー制度に関し、本会としては法令で定めた義務を順守します。
- ②那珂市商工会特定個人情報保護規程に基づき安全管理措置を講じます。
- ③マイナンバーを取扱う場合「特定個人情報の取扱いに関する同意書」が必ず必要となります。
（昨年ご提出いただいている場合は、変更等がない限り再提出は不要です。）
- ④非会員の場合、那珂市商工会特定個人情報保護規程の対象外の為取り扱えません。

◆税務関係のマイナンバー制度対応

- ①所得税確定申告、消費税確定申告、給与所得者の源泉徴収税・年末調整の事務処理において事業主と従業員(専従者も含む)のマイナンバー情報が必要となります。
- ②会員の皆様の特定個人情報の取扱いに関する同意書が必要となります。
（昨年ご提出いただいている場合は、変更等がない限り再提出は不要です。）

【関係書類】 那珂市商工会に配置してあります。商工会 HP からダウンロードできます。

- ◇特定個人情報の取扱いに関する同意書（会員⇒商工会）
- ◇事業所から従業員に対してマイナンバー提出のお願い通知（会員⇒従業員への雛形です）
- ◇個人番号利用目的同意書 兼 個人番号通知書（従業員⇒会員 用紙不足の場合複写下さい）

※ ご不明な点は那珂市商工会事務局までお問合せ下さい。☎029-298-0234

※ マイナンバー通知書は写しでのご利用をお勧めします。

<e-Tax での申告について>

昨年 e-Tax 代理送信した方は、申込書不要です。

- e-Tax とは、電子申告のことです。決算申告書を税務署へインターネット回線で送信します。

メリット

- 税務署に出向く必要がない。
- 金融機関への提出用税務書類として利用できる。(税務署受付印不要)
- 源泉徴収票や医療費控除時に必要な領収書などの添付書類が提出不要
- 還付金給付が迅速に受取ることが可能

デメリット

- 初期手続きが面倒
 - ◇ 那珂市商工会または商工会ホームページの、e-Tax 代理送信申込書が必要です。
 - ◇ 送信取扱いは、指導日のみとなります。早めの申込みをお願いします。